

①

平成23年6月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 85 号議案 平成 23 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	1
第 86 号議案 平成 23 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	9
第 87 号議案 平成 23 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	10

第 8 5 号議案

平成 2 3 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,807,431 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,694,748,431 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,176,318	1,222,353	4,398,671
	2 負担金	3,022,973	1,222,353	4,245,326
9 国庫支出金		156,226,680	952,213	157,178,893
	2 国庫補助金	40,744,459	944,284	41,688,743
	3 委託金	2,675,651	7,929	2,683,580
10 財産収入		8,958,407	1,367	8,959,774
	1 財産運用収入	5,936,600	1,367	5,937,967
11 寄附金		96,001	27,903	123,904
	1 寄附金	96,001	27,903	123,904
12 繰入金		134,149,180	2,454,595	136,603,775
	2 基金繰入金	128,356,105	2,454,595	130,810,700
15 県債		300,709,000	149,000	300,858,000
	1 県債	300,709,000	149,000	300,858,000
歳入合計		1,689,941,000	4,807,431	1,694,748,431

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,262,795	△211,548	3,051,247
	1 議会費	3,262,795	△211,548	3,051,247
2 総務費		101,108,028	288,993	101,397,021
	1 総務管理費	25,553,260	2,514	25,555,774
	3 県民費	9,718,089	107,672	9,825,761
	8 防災費	3,892,393	178,807	4,071,200
3 民生費		274,253,499	1,669,782	275,923,281
	1 社会福祉費	205,586,461	337,500	205,923,961
	4 災害救助費	404	1,332,282	1,332,686
5 労働費		11,357,414	1,188,595	12,546,009
	1 労政費	7,912,234	1,188,595	9,100,829
6 農林水産業費		24,815,001	76,752	24,891,753
	1 農業費	8,972,257	35,200	9,007,457
	4 林業費	4,688,488	31,745	4,720,233
	5 農地費	9,421,958	9,807	9,431,765

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		21,654,568	131,250	21,785,818
	1 商 工 業 費	21,410,998	131,250	21,542,248
8 土 木 費		122,692,225	124,954	122,817,179
	1 土 木 管 理 費	11,886,939	8,375	11,895,314
	2 道 路 橋 り よ う 費	48,883,901	49,131	48,933,032
	3 河 川 費	31,510,312	18,949	31,529,261
	4 都 市 計 画 費	24,027,167	48,499	24,075,666
9 警 察 費		142,887,936	247,036	143,134,972
	2 警 察 活 動 費	12,131,452	247,036	12,378,488
10 教 育 費		539,398,338	663,410	540,061,748
	1 教 育 総 務 費	72,457,074	247,681	72,704,755
	5 特 別 支 援 学 校 費	37,791,472	877	37,792,349
	7 私 立 学 校 費	47,771,781	350,790	48,122,571
	8 社 会 教 育 費	4,690,385	64,062	4,754,447
11 災 害 復 旧 費		17,230	428,207	445,437
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,810	253,500	260,310

	2 土木施設災害復旧費	10,420	36,079	46,499
	3 教育施設災害復旧費		73,910	73,910
	4 県庁舎等施設災害復旧費		64,718	64,718
14 予備費		500,000	200,000	700,000
	1 予備費	500,000	200,000	700,000
歳出	合計	1,689,941,000	4,807,431	1,694,748,431

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から平成38年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支	平成23年度から平成41年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）及び震災特別貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条

		<p>払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1に相当する額</p>		<p>の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1、震災特別貸付にあっては5分の2に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成23年度融資分）</p>	<p>平成24年度から 平成38年度まで</p>	<p>3,767,005</p>	<p>平成24年度から 平成38年度まで</p>	<p>5,822,005</p>

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	7,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都 市 施 設 災 害 復 旧 事 業	5,000	同 上	同 上	同 上
教 育 施 設 災 害 復 旧 事 業	73,000	同 上	同 上	同 上
県 庁 舎 等 施 設 災 害 復 旧 事 業	64,000	同 上	同 上	同 上

平成23年6月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第86号議案

平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 事業費	42,648,951	610,980	43,259,931
第1項 営業費用	34,812,881	641,529	35,454,410
第2項 営業外費用	7,796,069	△ 30,549	7,765,520

（単位 千円）

平成23年6月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第87号議案

平成23年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用中の処理場費15,800千円の財源に充てるため、企業債5,300千円を借り入れる。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	33,880,092	10,500	33,890,592
第2項 営業外収益	2,190,436	10,500	2,200,936

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	33,705,280	15,800	33,721,080
第1項 営業費用	31,272,585	15,800	31,288,385

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた起債の目的中「建設改良資金及び企業債償還資金」を「建設改良資金、企業債償還資金及び処理場資金」に、限度額中「6,726,000千円」を「6,731,300千円」に改める。

平成23年6月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司